

自動車運送事業者等の監査方針、行政処分基準等の一部改正について（概要）

令和2年10月
自動車局安全政策課
自動車局旅客課
自動車局貨物課

1. 背景

第201回国会において、道路運送法改正（以下、改正後の道路運送法を「改正法」という。）を含む「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」が、令和2年5月27日に成立、6月3日に公布されたところ。

今般、同法の施行に伴い、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）などの所要の改正も行われることから、当該改正を踏まえ必要な通達の整備を行い、付随して行政処分基準における悪質違反となる違反として妨害運転を追加する等所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）道路運送法等の改正に伴う行政処分基準の改正

- 道路運送法等の改正に合わせて、行政処分基準に規定する違反事項等について「運賃料金、運送約款の掲示義務違反」を「運賃料金、運送約款の公示義務違反」に改めるなどの文言の修正を行う。

（乗合処分基準通達^{*1}、貸切処分基準通達^{*2}、乗用処分基準通達^{*3}、自家用有償旅客運送処分基準通達^{*5}）

（2）道路交通法に新たに規定された妨害運転に対する通達の整備

道路交通法の一部改正する法律（令和2年法律第42号）により、妨害運転に対する罰則が新たに創設され、本年6月30日から施行されたことから、自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者に対する監査方針、行政処分基準等に妨害運転を位置づけるため、所要の措置を講ずる。

① 監査方針

- ・監査方針通達^{*6} 3. ③及び貸切監査方針通達^{*7} 3. ③に規定する「悪質違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、無車検運行、無保険運転及び救護義務違反（ひき逃げ）をいう。）」の悪質違反に「妨害運転」を追加する。

- ・自家用有償旅客運送監査方針細部取扱い^{*8} 1. （1）に規定する「悪質違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行）及び救護義務違反（ひき逃げ）をいう。」の悪質違反に「妨害運転」を追加する。

② 行政処分基準

- ・乗合処分基準通達及び貸切処分基準通達並びに乗用処分基準通達4. 事業の停止処分(7)①及び貨物処分基準通達^{※4}5. 事業停止処分(10)①に規定する「酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反」に「妨害運転」を追加する。
- ・乗合処分基準通達及び貸切処分基準通達並びに乗用処分基準通達4. 事業の停止処分(9)①及び貨物処分基準通達5. 事業停止処分(12)①に規定する「酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反」に「妨害運転」を追加する。
- ・登録運転者処分基準通達^{※9}別表の違反事項のうち、タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第4号の事項「悪質違反 酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物使用運転、救護義務違反(ひき逃げ)、無免許運転」に「妨害運転」を追加する。

③ 運行管理者資格者証の返納命令発令基準

- ・旅客返納命令通達^{※10}2(1)(ア)に規定する「酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反」に「妨害運転」を追加する。
- ・貨物返納命令通達^{※11}2(1)(ア)に規定する「酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反」に「妨害運転」を追加する。

④ 輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準

- ・自家用有償運送安全確保命令等の発動基準通達^{※12}1(2)に規定する「過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、救護義務違反(ひき逃げ)」に「妨害運転」を追加する。

(3) その他所要の改正

○その他所要の行政処分基準等の改正を行う。

- ※1：「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成25年9月17日付け国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号)」をいう。
- ※2：「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号)」をいう。
- ※3：「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年9月29日付け国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号)」をいう。
- ※4：「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号)」をいう。
- ※5：「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について(平成18年9月15日付け国自総第272号、国自旅第119号、国自整第70号)」をいう。
- ※6：「自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業者を除く)の監査方針について(平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第

161号) 」をいう。

- ※7：「一般貸切旅客自動車運送事業者の監査方針について（平成28年11月18日付け国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号）」をいう。
- ※8：「自家用有償旅客運送の監査方針の細部取扱いについて（平成18年9月15日付け国自総第271号、国自旅第118号、国自整第69号。））」をいう。
- ※9：「登録運転者等に対する行政処分等の基準について（平成20年6月13日付け国自旅第89号）」をいう。
- ※10：「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について（平成14年1月17日付け国自総第424号、国自旅第149号）」をいう。
- ※11：「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について（平成8年11月1日付け自貨第104号、自環第245号）」をいう。
- ※12：「道路運送法第79条の2第2項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について（平成18年9月15日付け国自総第273号、国自旅第120号、国自整第82号）」をいう。

3. 今後のスケジュール（予定）

通達発出：令和2年11月中旬～下旬

施行：令和2年11月27日